

YOKOSO

NO. 94
NOVEMBER
2022

無料

よきこそ

特集

シェクハワッティー地方の観光情報



メールでのお問い合わせはこちを
スキャン

波に捉われず大海を見渡し、
人生という船を漕ぎ出そう

 FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®

www.formulaindia.co.jp

KrayMan Consultants LLP

Accounting • Audit • Tax • Regulatory • HR • Labour Laws

会芸・監査・税金・法令・人事・労働法



山田幸彦



菅原久子



マナン・アガルワル
(Manan Agarwal)

内部財務統制

内部財務統制とは何でしょうか？

- 2013年会社法に基づき、IFCは、秩序ある効率的な業務遂行を確保するために会社が採用するべき方針、及び、手続きであり、以下を含みます。
 - ✓ 会社の方針を遵守する事。
 - ✓ 資産の保護。
 - ✓ 不正・エラーの防止と検出。
 - ✓ 会計記録の正確性と完全性、及び、
 - ✓ 信頼性の高い財務情報のタイムリーな作成。
- インドのIFCは、SOX法(Sarbanes-Oxley Act of 2002)に類似しています。これは、企業の財務記録の保持と報告における特定の慣行を義務付ける米国の連邦法です。2002年のSOX法成立により、企業や、その他の事業体による不正行為や略奪行為から一般市民を保護するための規則が制定されました。同法は、企業による、財務報告の透明性を高め、企業内部のチェック・アンド・バランスのシステムを確立しました。

IFCの構成要素は何でしょうか？

- IFCは、以下の構成要素の組み合わせによって成り立っています。
 - ✓ 財務報告に係る内部統制 (ICFR: Internal Controls on Financial Reporting)、即ち、会社の財務諸表が信頼でき、かつ、主要な会計原則に従って作成されていると言う合理的な保証を提供するために設計された統制。
 - ✓ 業務上の統制 (即ち、財務報告の対象以外の業務運営、プロセスの効率性、及び、有効性についての合理的な保証を提供するために設計された統制)、及び、
 - ✓ 不正や誤りの防止・発見を目的とした不正防止コントロール。

財務報告に係る内部統制(ICFR)

- ICFRは、財務報告の信頼性と一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部目的の財務諸表の作成に関して合理的な保証を提供するために設計されたプロセスです。
- ICFRを導入する目的は、2013年会社法における法的要件であるのに留まらず、コンプライアンスが期限を迎える前に会社に積極的に情報を提供し、ステークホルダーが任意の時点で会社のコンプライアンスの健全性を確認出来る様にする事です。

2013年会社法におけるIFCの法的要件。

- 全ての上場企業の取締役は、会社の定めたIFCに従っている事、そのIFCが適切であり、効果的に機能している事を、取締役責任報告書で報告しなければなりません。



- 以下の会社では、会社の監査委員会が、IFCやリスク管理体制を評価する事が義務付けられています。
 - 発行済み株式資本が1億ルピー以上の公開会社。
 - 年間売上高10億ドル以上の公開会社。
 - 貸付金、借入金、債券、預金残高の合計が5億ルピー以上の公開会社。

監査委員会は、取締役会に提出する前に、内部統制システムに関して監査役から意見を求める事が出来ます。

更に、上記の会社については、独立取締役は、財務情報の完全性を自ら確認し、財務統制、及び、リスク管理体制が堅固である事を確認する必要があります。



2013年会社法におけるICFRの法的必要事項。

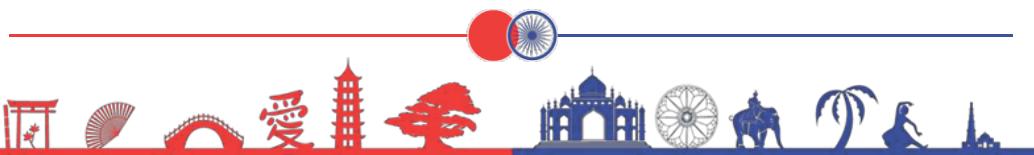
- 会社監査役は、年次監査報告書において以下の報告を行う事が義務付けられています。
 - 適切なICFRを整備しているかどうか、及び、
 - 当該統制運用の有効性。

詰まり、単にICFRが整備されているだけでは不十分です。ICFRが有効に機能していなければ、監査人からクリーンな報告書を得られません。

- 会社の取締役会は、取締役会において、ICFRの妥当性、及び、運用の有効性についてコメントする事が求められています。
- 以下の場合、非公開企業はICFRの報告を免除されます。
 - 一人会社、又は、
 - 小規模企業(資本金4千万インドルピー以下、年間売上高4億インドルピー以下の企業)、または
 - 年間売上高が5億ルピー未満の企業、又は、
 - 年間を通じて、銀行からの借入金残高が2億5千万ルピー未満の会社。

IFC / ICFRが効果的に運用されている事を示すために必要な書類は何でしょうか？

- 主要な方針と手順。
- 口座残高、関連する業務プロセス、統制環境の特定。
- コントロール・ネットワークの採用。
- ガバナンスとモニタリングのための明確な手順。
- ビジネス・プロセスに関連するリスクの特定と評価。
- 特定されたリスクに対処するための統制目的、及び、当該リスクを軽減するための関連する統制活動を特定する事。
- 各統制目的に照らして設定・実施された統制の識別と評価。
- 当年度に設定された統制の運用の有効性の評価、及び、文書化。
- 統制の評価において不備がある場合の分析、及び、特定されたギャップの是正。
- 取締役会に対する経営陣による統制の評価結果の報告。



IFC / ICFRの文書化、テスト、実施のための方法論。

企業向けスコープ	<ul style="list-style-type: none"> 重要な勘定科目残高と開示項目を把握。重要な取引の流れを把握。最も効果的な方法でウォータースルー(実地検証)を行う事により、重要な虚偽表示のリスクを特定。 重要な虚偽表示のリスクに対処する統制を識別する事。当該統制の設置、実施、及び、運用の有効性のテスト。
IFC / ICFRのフレームワーク設定と実施。 a) 企業レベルの統制 (ELC: Entity Level Controls) 評価、及び、 b) プロセス・レベル・コントロール(PLC)・アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> リーディング・プラクティス(率先して実行すべき事)や、利用可能なガイダンス・ノートを考慮に入れたIFC/ICFRフレームワークの設計・設定(経営陣、管理スタッフ、監査役、ビジランス・チームなど様々なポジションの役割と責任を含むものです)。 ELCレベル(企業レベルの統制;Entity Level Controls)評価。 <ul style="list-style-type: none"> ELCは、文化、倫理基準、監督、責任、説明責任に影響を与える組織レベルの統制です。 ELCの様々な構成要素としては、統制環境、リスク評価、統制活動、情報システム、コミュニケーション、モニタリングがあります。 プロセス・レベル・コントロール(PLC)の評価 <ul style="list-style-type: none"> PLCは、その名の通り、プロセス・レベルでのコントロールです。 勘定科目とプロセスのマッピングを含みます。PLCは、収益、債権、仕入、支払、固定資産などに関係して来ます。 PLCを遵守するためのツールとして、標準作業手順書(SOP)、リスク・コントロール・マトリックス(RCM)、権限委譲の組み合わせ、職務分離、情報技術(IT)全般統制などがあります。
内部統制の設計(整備)評価。	<ul style="list-style-type: none"> 既存の管理文書(SOP標準作業手順書)・RCM(リスク・コントロール・マトリックスなど)の統合。 ドキュメントを見直し、どの程度活用出来るかを評価。 関連プロセスのフロー・チャート、及び、ナラティブ(分かり易い文字説明)の作成。
コントロール・ギャップの特定と是正。	<ul style="list-style-type: none"> デザイン(設計・設定・整備)時のギャップの特定。財務的ギャップを重要・非重要に優先順位付け。監査人によるこれらのギャップの見直し。 是正措置計画、及び、タイムライン作成。 コントロール・ギャップを確実に徹底確認。
動作確認テスト。	<ul style="list-style-type: none"> 重要な統制(コントロール)の識別とテスト。 統制の有効性を証明する適切な文書が存在するかの確認。 統制の有効性に関する報告。



IFC・ICFR評価用資料	留意点
<ul style="list-style-type: none"> プロセスRCM(リスク・コントロール・マトリックス)を含むリスク・マネジメントのフレームワーク。 重要な勘定科目とプロセスのマッピングのためのスコーピング(範囲指定)文書。 プロセス・フローチャート・ナラティブ/SOPs/コンプライアンス・カレンダー→ マネジメント・テスト文書とIFC・ICFR評価に関するサマリー・レポート。 	<ul style="list-style-type: none"> ICFRの評価は、特に大企業の場合、主に「重要性」の概念に基づいて行われます。全ての関連事項を網羅する様に真剣に努力すべきですが、経営者・監査人と協議の上、重要でない分野や重要でない、重大でない分野を除外する事が出来ます。 IFCの評価作業を行う際には、監査人の意見を取り入れることが望ましいです IFC評価作業そのものは、会社を代表して新しい方針を設定する事を含むものではありません。むしろ、社内で実践されている、或いは慣習となっている既存の方針のマッピングに限定されます。
IFCs・ICFRを実施する事のメリット。	
<ul style="list-style-type: none"> 会社の資産の取引、及び、処分を正確かつ公正に反映させる。 般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、財務諸表を作成するために必要な取引が記録されている、及び、会社の収入と支出が会社の経営者、及び、取締役の承認に基づいてのみ行われている事について、合理的な保証を提供し、並びに、 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある会社資産の不正な取得、使用、または、処分防止、または、適時の発見に関する合理的な保証を提供。 	

弊社クレイマンの出来ますこと。

私達は、以下のような形でお客様をサポートします。

- 強固なリスクマネジメント・フレームワークの構築。
- 各プロセスのIFC・ICFRの文書化、リスクとコントロールのマッピング。
- ポリシーやガイドラインを含むSOPの文書化。

この記事には、一般的な性質の情報が含まれています。この情報は一般的なガイダンスに過ぎず、いかなる意味においても専門家のアドバイスの代用となるものではありません。読まれた方が弊社側からの具体的な助言を必要とする場合は、別途お問い合わせ下さい。

本書では、以下の点については詳しく説明していません。必要でございましたら、別途、議論・案内をさせて戴きます。

- 統制環境、リスク評価、モニタリング、情報、コミュニケーション、統制活動など、企業レベルの統制の詳細な構成要素。
- 購買、販売、固定資産、給与、IT、管理などのプロセス・レベルのコントロールの詳細な構成要素。
- 監査報告書・取締役会報告書におけるIFC・ICFRの報告書式。
- インド勅許会計士協会(ICAI)が定めた原則、及び、業界のベスト・プラクティスを考慮したICFRの監査。

クレイマンに關しまして

クレイマン・コンサルタンツ LLP(以下、クレイマン)は、インド全土の日系顧客様にサービスを提供する会計・アドバイザリー会社です。当社は、インド進出、会計・監査、税務、規制、法務サービスを専門としています。当社は、公認会計士、会社秘書(カンパニー・セクレタリー)、弁護士、MBAからなる専門家チームです。詳細については、当社ウェブサイト(www.krayman.com/jp)をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.comまで連絡下さい。

